

たき火や野焼き、ゴミの焼却による火災を防ぎましょう！

東近江行政組合消防本部管内では、令和7年中に82件の火災が発生し、前年に比べて8件増加しました。出火原因については「たき火」や「火入れ」によるものが21件（たき火13件・火入れ8件）発生しました。

原因としては、風が強く乾燥した日にたき火や野焼きが行われ、風に煽られ周囲の可燃物に着火したことや消火の確認をせずにその場を離れ延焼したことが挙げられます。



野外焼却（野焼き）は禁止！

野外焼却（野焼き）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止となっています。

農業・林業・漁業などを営むためにやむを得ず行う「例外的に認められる焼却」であっても、量、風向き、時間帯など最低限のマナーと周辺への心配りが必要です。野外焼却（野焼き）については、各市町のホームページや窓口へお問い合わせください。

近江八幡市 市民部 環境政策課 TEL：0748-36-5593 FAX：0748-36-5582
[野外焼却（野焼き）は禁止！](#) ←（ホームページへ）

東近江市 環境部 資源再生推進課 TEL：0748-24-5636 FAX：0748-24-5692
[野焼きは法律で禁止されています](#) ←（ホームページへ）

日野町 交通環境政策課環境政策担当 TEL：0748-52-6578 FAX：0748-52-2043
[ごみの野外焼却（野焼き）は法律で禁止されています](#) ←（ホームページへ）

竜王町 生活安全課 TEL：0748-58-3703 FAX：0748-58-2573
[野外焼却（野焼き）は法律で禁止されています！](#) ←（ホームページへ）

愛荘町 暮らし安全環境課 TEL：0749-42-7699 FAX：0749-42-7377
[野外焼却（野焼き）はやめましょう！](#) ←（ホームページへ）



消防署への届出について

「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」は、東近江行政組合火災予防条例に基づき事前に消防署への届出が必要になります。（電話等により、口頭で届け出ることもできます。）

なお、この届出は、事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、**届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するも**

のではありません。

気象状況等により危険と判断される場合や、煙、異臭等による苦情が寄せられた場合、煙等による交通障害が認められる場合など、火災予防上必要と認められる場合は、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがありますので、ご協力をお願いします。



野焼き前のチェックポイント

炎や煙に巻かれて

逃げ遅れる前に！

- 事前に消防署に連絡をしていますか？
- 林野火災警報や林野火災注意報が発令されていませんか？
- 風は強くないですか？風向きを確認していますか？
- 衣服は燃えにくい素材ですか？
- 緊急時のために携帯電話を持ち歩いていますか？
- 絶えず複数人で周囲の状況を確認していますか？
- バーナーに燃料漏れなどありませんか？
- 燃料タンクなど、引火しやすいものを携行していませんか？
- 万が一のときはどこに逃げるか常に考えていますか？
- 火から離れて他の作業をしていませんか？










火災予防啓発チラシ



あなたの少しの注意で 山火事は防げます！

山火事の原因の多くが、人のちょっとした火の取扱いの不注意です！一人ひとりが森林の大切さを認識し防火意識を高めましょう！

【山火事予防のポイント】

-  枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
-  たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること 
-  強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
-  たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いからは必ず消すとともに、投げ捨てないこと 
-  火遊びはしないこと

東近江行政組合消防本部 予防課 0748-22-7603

近江八幡消防署
0748-33-5119

八日市消防署
0748-22-7610

日野消防署
0748-52-0119

能登川消防署
0748-42-0119

愛知消防署
0749-45-4119

ダウンロード

[「あなたの少しの注意で山火事は防げます！」](#) (PDF)

たき火や草焼き

ゴミの焼却による火災が多発しています！



たき火やゴミの焼却等により火災となった経過を見ると、空気が乾燥した風の強い日にたき火をしたため延焼拡大したり、風に煽られて火の粉が周囲の枯れ草等に燃え移ったり、消火が不十分であったため再び燃えだして火災となったものが増えています。



野焼きは法律で禁止されています！！

野外でゴミを燃やす行為は、法律で禁止されているのをご存じですか？廃棄物の処理および清掃に関する法律により、原則として廃棄物の焼却は禁止されています。農業を行うための稲わらの焼却など、例外的に認められている場合もあります。(詳しくはお住まいの市役所、町役場にお問い合わせ下さい。)

しかし、「煙たいので窓が開けられない」「洗濯物ににおいがつく」「体調の悪い人がいるので困る」など、焼却による煙や悪臭、灰の飛散などにより、119番通報をされる方が増えております。近隣住民の方々の迷惑になる場合は、絶対に行わないでください。



消防署への届出について

東近江行政組合火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」は、事前に消防署への届出が必要です。(電話等により口頭で届け出ることもできます。)

この届出は事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出勤するなどの混乱を避けるためのものであり、この届出を受理することにより他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

気象状況等により、危険と判断される場合や、煙、異臭等による苦情が寄せられた場合、煙等による交通障害が認められる場合など、火災予防上必要と認められる場合は、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがありますので、ご協力をお願いします。



東近江消防 公式SNS

いいね・フォロー お願いします！

東近江行政組合消防本部 予防課 0748-22-7603

近江八幡消防署
0748-33-5119

八日市消防署
0748-22-7610

日野消防署
0748-52-0119

能登川消防署
0748-42-0119

愛知消防署
0749-45-4119



ダウンロード

[「たき火や草焼き、ごみの焼却による火災を防ぎましょう！」](#) (PDF)

林野火災注意報・林野火災警報について



令和8年1月1日から運用開始！



画像データ:林野庁

林野火災に関する注意報・警報とは

令和7年2月26日、岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、東近江行政組合火災予防条例を改正し、**林野火災に関する注意報**や**林野火災に関する警報**が新設され、林野火災の予防上危険な気象の条件となれば、東近江行政組合消防本部が発令します。

林野火災に関する注意報や警報の発令対象となる期間は、空気が乾燥し林野火災が多く発生する、毎年1月1日から5月31日までです。ただし、対象期間外でも気象条件が火災予防上危険な場合は林野火災注意報等が発令する場合があります。

林野火災に関する注意報・警報の発令の条件

乾燥や強風などにより、林野火災の予防上危険と認めるときは、林野火災に関する警報を発令します。発令中は、森林やその周辺での火の使用(野焼き・たき火等)を行うことはできません。

乾燥により、林野火災予防上注意を要する気象状況となったときは、林野火災に関する注意報を発令します。発令中は、森林やその周辺では火を使わないよう努めましょう。

種別	林野火災に関する警報等が発令する基準
林野火災に関する 注意報	① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表 ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しない場合もあります。
林野火災に関する 警報	林野火災に関する注意報の発令基準に加えて、強風注意報が発表されている場合

上記①又は②に該当 → **林野火災注意報**

上記①又は②のいずれか + 強風注意報 → **林野火災警報**

林野火災に関する注意報・警報発令時の「火の使用の禁止」

林野火災に関する注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ罰則の伴わない、「火の使用の禁止」の努力義務を課すものとなっています。
一方で、林野火災に関する警報発令中、「火の使用の禁止」に違反した場合は、罰金又は拘留の対象となります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取り灰又は火粉を始末すること。

林野火災に関する注意報・警報発令時に「火の使用の禁止」の対象となる区域

森林や森林の周囲1キロメートルの範囲で、火の使用が禁止されます。



林野火災に関する注意報・警報をお知らせする方法

林野火災に関する警報や注意報が発令された場合は、消防車による地域巡回広報などを通じて、住民の皆さまにお知らせします。
また、東近江行政組合消防本部のホームページでも、発令状況を随時お知らせする予定です。
今後は、市町の広報誌や回覧文書などを通じて、警報・注意報の具体的な伝達方法についてもご案内していきます。住民の皆さまにおかれましては、最新の情報にご注意いただき、火災予防にご協力をお願いします。

分からない点や確認したい点がありましたら、お近くの消防署までお問い合わせ下さい。



東近江行政組合消防本部 予防課 ☎0748-22-7603

近江八幡消防署
0748-33-5119

八日市消防署
0748-22-7610

日野消防署
0748-52-0119

能登川消防署
0748-42-0119

愛知消防署
0749-45-4119

ダウンロード

[林野火災注意報・林野火災警報について \(PDF\)](#)

林野火災警報・注意報の発令状況等をお知らせする方法について

- ・東近江行政組合消防本部のホームページで発令状況をお知らせします。



ホームページの緊急情報では、林野火災警報等の発令状況等を掲載します。



- ・東近江行政組合消防本部の消防情報メールで発令や解除をお知らせします。



上記[消防情報メール]をクリックすると登録画面へ移行します。

消防情報メールに登録すると、発令や解除についてお知らせします。



- ・消防車両等の巡回広報で発令や解除をお知らせします。

♪～

ただいま 林野火災警報が発令されています

♪～



- ・お近くの消防署所でも発令や解除の状況を確認できます。

近江八幡消防署	TEL(0748)33-5119
竜王出張所	TEL(0748)57-0119
八日市消防署	TEL(0748)22-7610
永源寺出張所	TEL(0748)29-0111
日野消防署	TEL(0748)52-0119
能登川消防署	TEL(0748)42-0119
愛知消防署	TEL(0749)45-4119
愛東出張所	TEL(0749)46-0119
愛知川出張所	TEL(0749)49-4599



東近江行政組合消防本部予防課 ☎0748-22-7603

ダウンロード

[林野火災警報・注意報のお知らせ方法について \(PDF\)](#)